

令和5年8月31日開会

①

# 令和5年第3回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

## 令和5年第3回茨城県議会定例会議案目次

	頁
第99号議案	令和5年度茨城県一般会計補正予算（第3号）…………… 1
第100号議案	令和5年度茨城県港湾事業特別会計補正予算（第1号）…………… 10
第101号議案	令和5年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）…………… 13
第102号議案	令和5年度茨城県地域振興事業会計補正予算（第1号）…………… 15
第103号議案	茨城県旅館業法施行条例及び茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例…………… 17
第104号議案	茨城県県営住宅条例の一部を改正する条例…………… 18
第105号議案	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき移動等円滑化のために必要な信号機等 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例…………… 19
第106号議案	県有財産の取得について…………… 20
第107号議案	県有財産の売却処分について（旧岩井西高等学校敷地等）…………… 21
第108号議案	県有財産の売却処分について（那珂西部工業団地事業用地）…………… 22
第109号議案	県が行う建設事業に対する市の負担額について…………… 23
第110号議案	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について…………… 24
第111号議案	県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について…………… 26
第112号議案	工事請負契約の締結について…………… 28
第113号議案	あっせんの申立てについて…………… 29
報告第4号	地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について…………… 31

予 算

## 第99号議案

### 令和5年度 茨城県一般会計補正予算（第3号）

令和5年度茨城県一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,605,153千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,307,461,826千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年8月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び 負担金		8,150,941 <sup>千円</sup>	5,000 <sup>千円</sup>	8,155,941 <sup>千円</sup>
	2 負担金	7,487,372	5,000	7,492,372
9 国庫支出金		172,816,950	1,643,786	174,460,736
	1 国庫負担金	53,140,869	250,000	53,390,869
	2 国庫補助金	117,892,555	1,393,786	119,286,341
11 寄附金		132,218	8,000	140,218
	1 寄附金	132,218	8,000	140,218
12 繰入金		46,152,635	2,000,938	48,153,573
	2 基金繰入金	45,366,474	2,000,938	47,367,412
13 繰越金		5,000,000	677,673	5,677,673
	1 繰越金	5,000,000	677,673	5,677,673
14 諸収入		142,517,245	18,356	142,535,601
	8 雑収入	7,438,022	18,356	7,456,378
15 県債		84,042,200	2,251,400	86,293,600
	1 県債	84,042,200	2,251,400	86,293,600
歳入合計		1,300,856,673	6,605,153	1,307,461,826

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 企画開発費		14,334,906 <sup>千円</sup>	26,271 <sup>千円</sup>	14,361,177 <sup>千円</sup>
	1 企画費	8,345,660	15,997	8,361,657
	2 開発費	5,450,254	10,274	5,460,528
4 生活環境費		8,526,868	260,000	8,786,868
	2 環境保全費	6,705,163	260,000	6,965,163
6 保健医療費		138,317,096	216,217	138,533,313
	5 公衆衛生費	52,371,916	216,217	52,588,133
7 福祉費		127,559,864	2,000,938	129,560,802
	4 長寿福祉費	43,123,934	2,000,938	45,124,872
9 農林水産業費		41,634,840	565,475	42,200,315
	1 農業費	11,362,263	385,100	11,747,363
	3 林業費	5,834,681	6,400	5,841,081
	4 水産業費	3,804,553	8,975	3,813,528
	5 農地費	16,336,740	165,000	16,501,740
12 商工費		123,306,083	55,611	123,361,694
	1 産業政策費	116,226,541	55,611	116,282,152
13 土木費		100,253,596	2,747,009	103,000,605
	2 道路橋梁費	60,780,650	1,523,000	62,303,650
	3 河川海岸費	20,555,871	1,193,000	21,748,871
	5 都市計画費	5,557,164	31,009	5,588,173
15 教育費		258,642,509	277,632	258,920,141
	1 教育総務費	43,650,760	19,847	43,670,607
	5 特別支援学校費	25,313,184	257,785	25,570,969

16 災害復旧費		956,785	456,000	1,412,785
	1 農林水産施設 災害復旧費	192,003	320,000	512,003
	2 土木施設 災害復旧費	649,882	136,000	785,882
歳出合計		1,300,856,673	6,605,153	1,307,461,826

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
4 生活環境費	2 環境保全費	産業廃棄物処理施設確保対策費	千円 240,000
9 農林水産業費	4 水産業費		244,400
		広域漁港整備事業費	74,400
		水産基盤ストックマネジメント事業費	170,000
11 立地推進費	1 立地推進費	都市計画事業土地区画整理事業出 特別会計へ繰出	48,300
13 土木費	2 道路橋梁費		31,943,337
			26,001,452
		地方道路整備費	13,040,563
		県単道路改良費	628,654
		地方道路整備費	6,620,608
		道路補修費	4,952,651
		交通安全施設費	758,976
	3 河川海岸費		4,458,946
		国補河川改修事業費	2,087,000
		河川防災費	1,928,610
		通常砂防費	30,000
		国補急傾斜地崩壊対策事業費	99,000
		県単急傾斜地崩壊対策事業費	110,000
		県単砂防費	19,000
海岸防災費	125,336		
	海岸保全施設整備事業費	60,000	



	4 港 湾 費		658,759
		国 補 統 合 補 助 事 業 費	87,759
		津 波 ・ 高 潮 対 策 事 業 費	475,000
		港 湾 維 持 改 良 費	96,000
	5 都 市 計 画 費		802,256
		国 補 公 園 事 業 費	393,000
		市 町 村 公 共 下 水 道 受 託 事 業 費	409,256
	6 住 宅 費	公 営 住 宅 建 設 費	21,924
15 教 育 費	5 特 別 支 援 費 学 校	( 仮 称 ) 神 栖 特 別 支 援 学 校 整 備 事 業 費	227,216
合 計			32,703,253

第3表 債務負担行為補正

(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
地方道路整備 工事請負契約	一般国道293号、常陸太田市増井町地内外 9箇所の地方道路整備に係る工事請負契約を 締結する。	令和6年度	1,220,000千円
県単道路緊急修繕 工事請負契約	一般国道123号、城里町那珂西地内外23箇 所の舗装修繕に係る工事請負契約を締結す る。	令和6年度	940,000千円
県単道路植栽管理 工事請負契約	道路の植栽管理に係る工事請負契約を締結 する。	令和6年度	740,000千円
県単道路維持 工事請負契約	道路の路面清掃に係る工事請負契約を締結 する。	令和6年度	80,000千円
橋梁点検 業務委託契約	鉄道及び高速道路を跨ぐ道路橋の定期点検 業務に係る委託契約を締結する。	令和6年度	150,000千円
電線共同溝整備 工事請負契約	一般国道349号、常陸太田市木崎二町地内 外1箇所の電線共同溝整備に係る工事請負契 約を締結する。	令和6年度	210,000千円
県単交通安全施設 工事請負契約	道路の交通安全施設に係る工事請負契約を 締結する。	令和6年度	60,000千円
国補河川改修 工事請負契約	一級河川中丸川、ひたちなか市東石川地先 の河川改修に係る工事請負契約を締結する。	令和6年度	150,000千円
海岸保全施設整備 工事請負契約	鹿嶋海岸、鹿嶋市荒野地先の養浜に係る工 事請負契約を締結する。	令和6年度	70,000千円
県単水辺空間づくり 河川整備事業 工事請負契約	一級河川前川、潮来市潮来地先の河川堤防 護岸の修景に係る工事請負契約を締結する。	令和6年度	5,000千円
港湾統合補助事業 工事請負契約	鹿島港の浚渫に係る工事請負契約を締結す る。	令和6年度	84,000千円
県営住宅長寿命化 工事請負契約	百合が丘アパートの県営住宅の長寿命化に 係る工事請負契約を締結する。	令和6年度	84,240千円

第4表 地方債補正

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	補正後の額			
治 山 事 業	千円 316,400	千円 -	千円 316,400	債券発行又は普通貸借 (他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額)	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 (据置期間を含む。)
水産基盤整備事業	392,200	-	392,200			
土地改良事業	2,712,200	-	2,712,200			
河 川 事 業	12,737,000	988,400	13,725,400			
海岸整備事業	223,700	-	223,700			
砂 防 事 業	51,900	-	51,900			
急傾斜地崩壊 対策事業	165,200	-	165,200			
港湾整備事業	1,600,600	-	1,600,600			
道路橋梁整備事業	23,612,800	778,800	24,391,600			
街 路 事 業	675,700	-	675,700			
空港整備事業	6,600	-	6,600			
放課後児童クラブ 整備事業	304,500	-	304,500			
産業技術専門学院 整備事業	10,800	-	10,800			
いばらき就職支援 センター整備事業	60,300	-	60,300			
茨城県職業人材育成 センター整備事業	56,300	-	56,300			
体育施設整備事業	131,100	-	131,100			
公営住宅建設事業	986,100	-	986,100			
過 年 補 助 災 害 復 旧 事 業	21,300	-	21,300			
現 年 補 助 災 害 復 旧 事 業	198,300	-	198,300			
過 年 直 轄 災 害 復 旧 事 業	81,000	-	81,000			
現 年 直 轄 災 害 復 旧 事 業	21,800	-	21,800			
単独災害復旧事業	211,400	206,000	417,400			
児 童 福 祉 施 設 整 備 事 業	123,800	-	123,800			
老 人 福 祉 施 設 整 備 事 業	390,300	-	390,300			
障 害 福 祉 施 設 整 備 事 業	3,866,600	-	3,866,600			
総 合 福 祉 会 館 整 備 事 業	12,200	-	12,200			
県庁舎等整備事業	772,800	-	772,800			
交 通 安 全 施 設 整 備 事 業	726,200	-	726,200			
警察施設整備事業	1,850,600	-	1,850,600			

公園事業	621,400	17,400	638,800			
高校整備事業	4,128,800	-	4,128,800			
文化施設整備事業	328,100	-	328,100			
社会教育施設整備事業	81,100	-	81,100			
特別支援学校整備事業	763,900	124,800	888,700			
空港周辺整備事業	7,700	-	7,700			
地域鉄道設備等整備事業	37,900	-	37,900			
災害救助対策事業	29,400	-	29,400			
アクアワールド茨城県大洗水族館整備事業	206,100	-	206,100			
消防施設整備事業	15,000	-	15,000			
県立医療大学設備整備事業	158,900	-	158,900			
農業大学校施設整備事業	7,800	-	7,800			
農業総合センター施設整備事業	75,400	-	75,400			
原種苗センター整備事業	28,800	-	28,800			
産業技術イノベーションセンター施設整備事業	194,300	-	194,300			
繊維高分子研究所整備事業	26,400	-	26,400			
県民文化センター施設整備事業	87,800	-	87,800			
畜産センター施設整備事業	21,700	-	21,700			
養豚研究所施設整備事業	419,600	-	419,600			
家畜保健衛生所施設整備事業	50,400	-	50,400			
保健所施設整備事業	103,400	-	103,400			
いばらき予防医学プラザ整備事業	75,400	-	75,400			
公共処分場整備事業	257,800	-	257,800			
地域活性化事業	506,100	-	506,100			
防災対策事業	430,500	46,000	476,500			
合併特例事業	1,409,500	-	1,409,500			
地方道路等整備事業	2,204,400	-	2,204,400			
緊急防災・減災事業	2,034,900	90,000	2,124,900			
上水道事業出資金	951,000	-	951,000			40年以内 (据置期間を含む。)
臨時財政対策債	16,400,000	-	16,400,000			30年以内 (据置期間を含む。)
災害援護資金貸付	59,000	-	59,000	普通貸借	無利子	15年以内 (据置期間を含む。)
合計	84,042,200	2,251,400	86,293,600			

## 第100号議案

### 令和5年度 茨城県港湾事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度茨城県港湾事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和5年8月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 1 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 港湾事業費			千円 2,175,200
	4 港湾建設費	港湾建設費	2,175,200
合	計		2,175,200

第2表 債務負担行為補正

(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
茨城港常陸那珂港区 機能施設整備 工事請負契約	茨城港常陸那珂港区のふ頭用地整備及び荷 役機械整備に係る工事請負契約を締結する。	令和6年度	1,400,000千円

## 第101号議案

### 令和5年度 茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算 (第1号)

令和5年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和5年8月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦



第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 土地区画整理事業費			千円 836,700
	2 島名・福田坪開発事業費	島名・福田坪整備事業費	181,200
	3 上河原崎・中西開発事業費	上河原崎・中西整備事業費	655,500
合計			836,700

## 第102号議案

### 令和5年度 茨城県地域振興事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度茨城県地域振興事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和5年度茨城県地域振興事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1号中「232,000㎡」を「615,000㎡」に、「71,000千円」を「4,699,000千円」に改める。

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	収	入	
第1款 土地造成事業資本的収入	6,338,094千円	4,628,000千円	10,966,094千円
第1項 企 業 債	5,983,700千円	4,628,000千円	10,611,700千円
	支	出	
第1款 土地造成事業資本的支出	25,905,120千円	4,628,000千円	30,533,120千円
第1項 土 地 造 成 費	6,709,908千円	4,628,000千円	11,337,908千円

（債務負担行為の補正）

第4条 予算第5条の表中ひたちなか地区土地造成事業造成関連業務委託契約の項の次に次のように加える。

ひたちなか地区土地造成事業 造成関連業務委託契約	自 令和6年度 至 令和8年度	5,825,400
-----------------------------	--------------------	-----------

（企業債の補正）

第5条 予算第6条中限度額「5,983,700千円」を「10,611,700千円」に改める。

（一時借入金の補正）

第6条 予算第7条中「13,400,000千円」を「18,028,000千円」に改める。

（重要な資産の取得の補正）

第7条 予算第10条を次のとおり改める。

（重要な資産の取得及び処分）

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量	
1 取得する資産	土 地	工 業 団 地 用 地 (ひたちなか市新光町)	232,000㎡	
2 処分する資産	土 地	工 業 団 地 (坂東市山・逆井・生子・生子新田・菅谷)	593,000㎡	処分の態様 売払い

令和5年8月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦



条例 ・ その他

## 第103号議案

### 茨城県旅館業法施行条例及び茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例

(茨城県旅館業法施行条例の一部改正)

第1条 茨城県旅館業法施行条例（昭和36年茨城県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第3条の3第3項」を「, 第3条の3第2項及び第3条の4第3項」に、「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

第2条第1項及び第3条中「及び第3条の3第3項」を「, 第3条の3第2項及び第3条の4第3項」に改める。

第8条中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

(茨城県手数料徴収条例の一部改正)

第2条 茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の207の項中「又は第3条の3第1項」を「, 第3条の3第1項又は第3条の4第1項」に改める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

令和5年8月31日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

## 第104号議案

### 茨城県県営住宅条例の一部を改正する条例

茨城県県営住宅条例（平成9年茨城県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第6条第1項第3号」を「第6条第1項第1号」に改める。

第6条第1項第1号及び第2号を削り、同項中第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、同号の次に次の2号を加える。

(3) 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあつては、その者が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条、第12条及び第44条において同じ。）であること。

(4) その者が独立の生計を営む者で、かつ、現に同居し、又は同居しようとする親族がある場合にあつては、その親族と生計を一にしていること。

第6条第1項に次の1号を加える。

(7) その者が身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者にあつては、現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

第6条第2項を削り、同条第3項中「前項ただし書」を「前項第7号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第2項ただし書」を「第1項第7号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「第2項に規定する者（以下）」を「現に同居し、又は同居しようとする親族がない者（第9条第4項において）」に改め、同項を同条第4項とする。

第7条第2項中「前条第1項第3号イ」を「前条第1項第1号イ」に改め、「（単身者にあつては、同項第1号に掲げる条件を除く。）」を削る。

第29条第1項中「第6条第1項第3号」を「第6条第1項第1号」に改める。

第42条の2中「第1項第3号イ」を「第1項第1号イ」に、「第6条第1項第1号中「第44条及び付則第8項」とあるのは「及び第44条」と、同項第3号」を「第6条第1項第1号」に、「同条第5項」を「同条第4項」に改める。

付則第8項を削る。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年8月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第105号議案

### 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき移動等 円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例（平成24年茨城県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「又は」を「及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）又は特定小型原動機付自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第17条第3項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。）及び」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年8月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第106号議案

### 県有財産の取得について

県立医療大学付属病院の備品として、下記により県有財産を取得するものとする。

記

名 称	種 類	数 量	取得予定価格	取 得 先 住 所 氏 名
磁気共鳴画像診断 (MRI) 装置	画像撮影診断装置	1 式	484,000,000 円	千葉県千葉市美浜区中瀬 2 - 6 - 1 シーメンスヘルスケア株式会社 千葉・茨城営業所 営業所長 森本 光威
コンピュータ断層 撮影診断 (CT) 装置		1 式		

令和 5 年 8 月 31 日提出

茨城県知事 大井川 和 彦



## 第107号議案

### 県有財産の売却処分について

下記により、県有財産を売却処分するものとする。

記

#### 1 不動産の表示

##### (1) 土地

坂東市上出島1200番1ほか10筆

面積 56,718平方メートル

##### (2) 建物

鉄筋コンクリート造4階建ほか30棟

延床面積 11,535.30平方メートル

#### 2 売却予定価格

金 344,800,000円

#### 3 売却処分先

坂東市岩井4365番地

坂東市長 木村敏文

令和5年8月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第108号議案

### 県有財産の売却処分について

下記により、県有財産を売却処分するものとする。

記

1 不動産の表示

那珂市戸6700番3

土地 48,187.43平方メートル

2 売却予定価格

金 626,436,590円

3 売却処分先

ひたちなか市武田1060番地

エッペンドルフ・ハイマック・テクノロジーズ株式会社

代表取締役 根本 建一

令和5年8月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第109号議案

### 県が行う建設事業に対する市の負担額について

令和5年度において県が行う建設事業に対する市の負担額について、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり定めるものとする。

事業名	負担市町村	事業費	負担額	備考
奥久慈グリーンライン林道整備事業	常陸太田市	千円	千円	
		150,000	30,000	
広域漁港整備事業	神栖市	362,000	35,780	
水産基盤ストックマネジメント事業	日立市	100,000	15,000	
	北茨城市	40,000	6,000	
	ひたちなか市	250,000	37,500	
	神栖市	30,000	4,500	
漁港開港対策事業	北茨城市	30,000	7,500	
	神栖市	141,000	35,250	
漁港施設整備事業	日立市	20,000	5,000	
	北茨城市	14,500	3,625	
	ひたちなか市	21,500	5,375	
	神栖市	10,000	2,500	

令和5年8月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第110号議案

### 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について

令和5年度において県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項及び第2項並びに土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項の規定に基づき、次のとおり定めるものとする。

事業名	負担市町村	事業費	負担額	備考
県営土地改良事業	水戸市	506,093	48,787	
	日立市	167,400	22,100	
	土浦市	273,390	6,625	
	古河市	949,583	108,999	
	石岡市	56,960	285	
	結城市	432,310	47,711	
	龍ヶ崎市	198,325	19,875	
	下妻市	263,360	34,941	
	常総市	136,510	3,189	
	常陸太田市	218,346	23,541	
	高萩市	24,940	3,480	
	北茨城市	10,750	1,000	
	笠間市	628,595	58,584	
	取手市	219,425	1,661	
	牛久市	151,980	964	
	つくば市	449,936	32,452	
ひたちなか市	85,850	359		
鹿嶋市	64,450	12,500		

潮来市	227,192	22,490	
常陸大宮市	305,475	6,923	
那珂市	406,073	25,927	
筑西市	254,785	19,224	
坂東市	187,035	9,014	
稲敷市	105,210	11,360	
桜川市	270,710	20,927	
神栖市	387,010	44,400	
つくばみらい市	383,230	11,467	
小美玉市	118,063	24,192	
茨城町	85,850	3,019	
大洗町	107,350	2,083	
城里町	139,600	6,170	
東海村	85,850	80	
美浦村	83,710	10,140	
阿見町	151,980	317	
河内町	307,570	37,140	
八千代町	223,435	12,194	
境町	355,910	18,960	
利根町	625,175	52,425	

令和5年8月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第111号議案

### 県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について

令和5年度において県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項及び第2項並びに下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2の規定に基づき、次のとおり定めるものとする。

事業名	負担市町村	事業費	負担額	備考
河川事業	日立市	101,500 <small>千円</small>	10,150 <small>千円</small>	
	土浦市	105,000	10,500	
	石岡市	10,000	1,000	
	常陸太田市	80,000	8,000	
	高萩市	30,000	3,000	
	北茨城市	15,000	1,500	
	笠間市	30,000	3,000	
	ひたちなか市	7,000	700	
	鹿嶋市	100,000	10,000	
	行方市	97,900	9,790	
	鉾田市	70,000	7,000	
	小美玉市	50,000	5,000	
	大子町	1,100	110	
	阿見町	24,000	2,400	
港湾事業	ひたちなか市	1,100,000	103,500	
	東海村	600,000	18,000	
下水道事業	水戸市	174,035	31,267	
	日立市	88,194	15,845	
	土浦市	569,220	109,122	
	古河市	4,593	1,147	
	石岡市	182,299	34,948	
	龍ヶ崎市	10,710	2,677	

下妻市	170,653	34,738	
常総市	111,348	21,797	
常陸太田市	39,736	7,139	
牛久市	9,114	2,278	
つくば市	51,977	12,500	
ひたちなか市	194,317	34,912	
潮来市	46,029	11,507	
常陸大宮市	21,806	3,918	
那珂市	66,873	12,015	
筑西市	97,011	20,303	
坂東市	3,457	865	
稲敷市	714	179	
かすみがうら市	126,493	24,249	
桜川市	29,719	6,194	
行方市	24,351	6,088	
小美玉市	193,460	37,087	
茨城町	15,510	7,755	
大洗町	42,851	7,699	
城里町	15,506	2,786	
東海村	48,943	8,793	
阿見町	168,658	32,332	
河内町	798	200	
八千代町	86,611	18,434	
境町	2,780	695	
利根町	1,806	452	

令和5年8月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第112号議案

### 工事請負契約の締結について

下記により、工事請負契約を締結するものとする。

記

契約の目的	契約の方法	契約金額	契約人住所氏名
県立あすなるの郷 セーフティネット A寮棟他新築工事	条件付き 一般競争入札	千冊 2,121,350	水戸市けやき台2丁目13番地2 コスモ・大貫・大内特定建設工事共同企業体 代表者 コスモ総合建設株式会社 代表取締役 池田 勇夫

令和5年8月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦



## 第113号議案

### あっせんの申立てについて

茨城県は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に係る損害賠償金等の支払について和解の仲介を求めるため、次のとおり原子力損害賠償紛争解決センターへあっせんの申立てをする。

#### 1 あっせんの申立ての相手方の住所及び名称

住 所	名 称
東京都千代田区内幸町一丁目1番3号	東京電力ホールディングス株式会社

#### 2 あっせんの申立ての要旨

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に起因し、茨城県が平成26年度から令和3年度までの間に放射性物質の影響対策を実施したこと等により被った損害に係る損害賠償金及び遅延損害金の支払について和解の仲介を求める。

令和5年8月31日提出

茨城県知事 大井川 和 彦



# 報 告

## 報告第4号

### 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

別記6件のおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定に基づき、報告する。  
原案承認されたい。

令和5年8月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 別記1

### 和解について

福祉相談センター所属の軽乗用自動車の運行に係る交通事故について、下記のとおり和解するものとする。

#### 記

#### 1 和解の相手方

- (1) 個人
- (2) 個人

#### 2 和解の内容

- (1) 令和3年7月8日（木）午前11時20分頃、東茨城郡茨城町大字宮ヶ崎1955番地2地先県道上で発生した事故
- (2) 事故の概要

福祉相談センター所属の職員が、軽乗用自動車を運転して出張途中、上記県道において、相手方(1)の小型貨物自動車に衝突し、その衝撃で同車両が相手方(2)所有の工作物に衝突し、損害を与えた。

- (3) 茨城県が支払う損害賠償額 552,576円

（注）上記賠償額は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和5年8月1日

茨城県知事 大井川 和彦

## 別記 2

### 損害賠償の額の決定について

県道日立笠間線で発生した自転車破損事故について、損害賠償の額を下記のとおり定めるものとする。

#### 記

- 1 損害賠償の額 金 518,760円
- 2 損害賠償の相手方  
個人
- 3 事故発生の日時及び場所  
令和5年4月1日（土）午前9時30分頃  
笠間市福田962番地20地先県道上
- 4 事故の概要

県道日立笠間線を自転車で走行中、道路上の穴に落輪し、自転車を破損した。

（注）上記賠償額については、全て東京海上日動火災保険株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和5年8月1日

茨城県知事 大井川 和彦

## 別記 3

### 損害賠償の額の決定について

県道水戸神栖線で発生した車両破損事故について、損害賠償の額を下記のとおり定めるものとする。

記

1 損害賠償の額 金 598,943円

2 損害賠償の相手方

個人

3 事故発生の日時及び場所

令和5年4月2日（日）午後0時40分頃

水戸市千波町1945番地の12地先県道上

4 事故の概要

県道水戸神栖線を普通乗用自動車で行中、落下してきた植樹帯の樹木の枝に衝突し、普通乗用自動車を破損した。

（注）上記賠償額については、全て東京海上日動火災保険株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和5年8月1日

茨城県知事 大井川 和彦

## 別記 4

### 損害賠償の額の決定について

国道354号で発生した車両破損事故について、損害賠償の額を下記のとおり定めるものとする。

記

1 損害賠償の額 金 797,347円

2 損害賠償の相手方

個人

3 事故発生の日時及び場所

令和5年4月16日（日）午後11時頃

つくば市下広岡1056番地12地先国道上

4 事故の概要

国道354号を普通乗用自動車で行中、道路上の穴に落輪し、普通乗用自動車を破損した。

（注）上記賠償額については、全て損害保険ジャパン株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和5年8月1日

茨城県知事 大井川 和彦



## 別記5

### 損害賠償の額の決定について

県道大子那須線で発生した車両破損等事故について、損害賠償の額を下記のとおり定めるものとする。

記

- 1 損害賠償の額 金 911,474円
- 2 損害賠償の相手方
  - (1) 個人
  - (2) 東京都千代田区平河町二丁目7番9号J A共済ビル  
全国共済農業協同組合連合会  
代表理事 柳井 二三夫

- 3 事故発生の日時及び場所  
令和4年8月8日(月)午前11時34分頃  
久慈郡大子町大字上野宮1814番地4地先県道上

- 4 事故の概要  
県道大子那須線を大型自動二輪車で走行中、道路を横断するグレーチングの蓋の不全により落輪し、大型自動二輪車等を破損するとともに、運転者が負傷した。

(注) 上記賠償額については、全て東京海上日動火災保険株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和5年8月3日

茨城県知事 大井川 和彦

## 別記 6

### 損害賠償の額の決定について

県道宇都宮笠間線で発生した車両破損事故について、損害賠償の額を下記のとおり定めるものとする。

記

1 損害賠償の額 金 1,128,134円

2 損害賠償の相手方

(1) 埼玉県入間市狭山台18番地 1

株式会社啓和運輸

代表取締役 川島 満

(2) 水戸市田野町456番 1

株式会社マルワ

代表取締役 小松崎 裕康

3 事故発生の日時及び場所

令和 5 年 4 月 6 日（木）午後 5 時 20 分頃

笠間市片庭1853番地 1 地先県道上

4 事故の概要

県道宇都宮笠間線を走行中、県道の法面から落下してきた樹木に衝突し、相手方（株式会社啓和運輸）は普通貨物自動車を、相手方（株式会社マルワ）は小型貨物自動車を破損した。

（注）上記賠償額については、全て損害保険ジャパン株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和 5 年 8 月 3 日

茨城県知事 大井川 和 彦